教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案 (概要)

令和4年7月 文部科学省 総合教育政策局 初等中等教育局

1 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、「認定こども園法という。」)の改正により、平成27年4月に「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」としての新たな「幼保連携型認定こども園」な、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、教育職員免許法において「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。一方、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法では、施行後10年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭となることができるとする経過措置を設けている。

平成25年度より、免許・資格の併有を促進するため、令和6年度末までの経過措置として、認定こども園、保育所等における保育士としての勤務経験を評価することにより、幼稚園教諭免許状取得に必要な単位数等を軽減する特例を設けているところ、教育職員免許法施行規則(以下、「免許法施行規則」という。)の改正により、令和5年度より更なる併有促進策を講じる。

※保育士資格取得に必要な単位数等を軽減する特例については、厚生労働省において 制度改正を行う。

2 概要

免許法施行規則附則第 10 項の表の備考について、現行の特例の勤務経験に係る要件に加えて、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度施行後の幼保連携型認定こども園における保育教諭等としての勤務経験を 2 年かつ 2,880 時間以上有する職員については、修得すべき 8 単位のうち更に 2 単位を修得したものとみなす特例を設けることとする改正を行う。

○現行の特例

免許・資格の併有を促進するため、令和6年度末までの経過措置として、認定こども園、保育所等における保育士としての勤務経験を評価することにより、幼稚園教諭 免許状取得に必要な単位数等を軽減する特例を設けている。

+

保育士資格

+

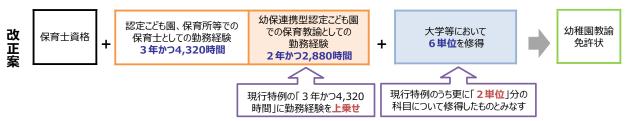
認定こども園、保育所等での 保育士としての勤務経験 **3年かつ4,320時間** 大学等において8単位を修得 ※保育士としての勤務経験や保育土養 成課程等を踏まえて修得すべき科目・ 単位を設定



幼稚園教諭 免許状

○令和5年度以降の特例

更なる併有促進策として、免許法施行規則の改正により、現行の特例の勤務経験に係る要件に加えて、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後の幼保連携型認定こども園における保育教諭等としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員については、修得すべき8単位のうち更に2単位を修得したものとみなす特例を設けることとする。



〇修得したものとみなす2単位

幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、学校教育と保育を一体的に、かつ0歳から小学校就学前まで一貫して提供する施設であり、保育教諭等として勤務していれば、教育・保育両方に係る経験を積んでいるものと考えられる。そうした勤務経験を加味し、実践を通して、幼児の発達に即して、主体的・対話的で深い学びが実現する過程を踏まえて具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法や、育みたい資質・能力の育成に必要な、教育の方法、教育の技術等について経験を積んでいることから、①保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)、教育の方法及び技術(1単位分)、また、幼児理解に関する経験を積んでいることから、②幼児理解の理論及び方法(1単位分)、計2単位分を修得したものとみなすこととする。

3 施行日

免許法施行規則の一部を改正する省令案の施行日は令和5年4月1日とする。